

平成31年4月24日

勝山市長 山岸 正裕 殿

勝山市水道水源保護審議会

会長 奥村 充司



勝山市水道水源の保護に関することについて（中間答申）

平成30年9月19日付勝上下発第168号により、当審議会に諮問された勝山市における水道水源の保護に関する事項について、次のとおり答申する。

なお、勝山市における水道水源の保護に関する事項のうち、地下水保全及び採取に対する規制等については、規制の検討に時間を要することから、中間答申とし、引き続き審議を続ける。

また、荒土町の新道水源上流における小水力発電計画に伴う水源地への影響については最終答申とする。



1. 地下水の保全及び採取に対する規制等について

当審議会では、平成30年の給水制限の影響を受けた地域のうち、立川水源地周辺を中心に個人・企業の戸別訪問による井戸調査を実施し、降雪期の消雪使用量について推計した。

その結果、降雪期の個人・企業等の井戸による消雪使用割合は相当数あり、勝山市の水源地である地下水に影響を及ぼしているとの結論に至った。

上記結論に基づき、地下水の保全及び採取に対する規制について検討する必要があるが、市内の井戸の個数や取水量といった井戸の実態、および現状の水位が把握できていない状況の中、当面の対策として次のとおり実施されたい。

(1) 井戸の実態把握

市内の井戸の実態把握のため、勝山市水道水源保護条例を改正し、井戸の届出制度を導入し、市内全域の既設井戸および当面の間の新設井戸について把握すること。

ただし、個人の既設井戸については、アンケート形式など市民目線に立った方法をとることを検討すること。

(2) 観測井戸による水位データ収集

観測井戸による水位データを継続的に収集すること。

また、観測井戸データを公開し、地下水は市民共通の財産であり、利用は公共性が高いことの周知を図ることが重要である。

2. 荒土町の新道水源上流における小水力発電計画に伴う水源地への影響について

荒土町の新道水源上流における小水力発電計画に伴う水源地への影響について、試掘を行い、①濁度連続観測データ②採水調査結果③EC（電気伝導率）・pH（水素イオン濃度）の連続計測データに基づき調査した結果、掘削による水源水質への影響は見受けられなかった。

しかしながら、本事業に係る水力発電所建設工事に伴い、水源水質への影響がないよう最大限の努力をしなければならない。また、万が一、水源水質に影響が出た場合には、直ちに工事を中止すること。

